

平成29年度答申第43号  
平成30年3月9日

諮問番号 平成29年度諮問第54号（平成30年2月22日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 事案の経緯等

- (1) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金を受ける権利を取得した者が平成27年4月1日において死亡しており、同日に特別弔慰金支給法2条1項の「死亡した者」の子があるときは、当該「死亡した者」の子は、同項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす旨を規定している（同法2条3項）。
- (2) 故Pは、昭和19年8月24日にA地において戦病死した。  
(改製原戸籍謄本（Q）)
- (3) 故Pの配偶者である故Rは、故Pに係る弔慰金を請求し、昭和28年4月20日に可決裁定を受けた。なお、故Rは、平成12年2月3日に死亡した。  
(弁明書、遺族年金一時金処理表、除籍全部事項証明書（R）)
- (4) 審査請求人は、平成29年3月23日、B知事（以下「処分庁」という。）

に対し、特別弔慰金支給法4条の規定に基づき、故Pに係る第10回特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をした。

（特別弔慰金請求書）

(5) 処分庁は、平成29年5月17日、審査請求人に対し、審査請求人の本件請求を却下する旨の処分（以下「本件却下処分」という。）をした。

なお、本件却下処分に係る却下通知書（以下「本件却下通知書」という。）の「却下理由」欄には、「特別弔慰金の支給対象者は、死亡者との法律上の親族関係を、提出された戸籍書類により確認することとなっております。しかしながら提出された戸籍書類では、請求者と死亡者P様の親子関係が確認できないため、請求者は特別弔慰金を受ける権利を有しません。」と記載されている。

（却下通知書、受領書、諮問説明書）

(6) 審査請求人は、平成29年5月25日、審査庁に対し、審査請求をした。

（審査請求書、諮問説明書）

(7) 審査庁は、平成30年2月22日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

（諮問説明書）

## 2 本件審査請求の要旨

戦時中の故Rの婚姻届や審査請求人の出生届について、書類（記載事項）の不備があることは思慮できる。故Rは、一人で4人の子供を抱えながら、遺族年金証書を厚生大臣からもらった。故Rは、故Pの嫁として入籍したものと認定を受け、当然ながら生計を共にし、今日まで至った。その証拠として戸籍上からは、審査請求人は故Rの「男」として認められている。故Pの子であることには何ら疑義はない。

特に、故Pの納骨は、審査請求人が、従兄のS（故Pの姉であるTの子）とC市まで行き、D線、E線、F線と乗り継いで、G地の納骨堂に納めた。戦中戦後、いろいろと苦勞された先人先輩達に少しでも供養ができれば幸いと思っている。

よって、本件却下処分の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

審査請求人が本件請求時に提出した戸籍抄本によれば、故Rが審査請求人の母であることが確認できるが、父の欄が空欄となっており、故Pと審査請求人との親子関係が確認できない。特別弔慰金の支給に当たっては、故Pとの親子

関係を確認できないため、審査請求人は、故Pに係る特別弔慰金を受ける権利を有しない。

したがって、本件却下処分は適正であり、本件却下処分は維持することが相当であるから、本件審査請求は棄却すべきである。

なお、審理員意見書においても、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求後の手続は次のとおりである。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるU<sub>1</sub>（以下「審理員U<sub>1</sub>」という。）、同室総括審理専門官であるU<sub>2</sub>及び同室審理専門官であるU<sub>3</sub>（以下「審理員U<sub>3</sub>」という。）を指名し、うち審理員U<sub>1</sub>を審理員の事務を総括する者として指定した。

イ 処分庁は、平成29年9月12日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。

ウ 審査庁は、平成29年12月1日付けで、審理員U<sub>1</sub>に係る審理員の指名を取り消し、新たに大臣官房総務課審理室長となったU<sub>4</sub>（以下「審理員U<sub>4</sub>」という。）を本件審査請求の審理手続を担当する審理員として指名するとともに、審理員U<sub>4</sub>を審理員の事務を総括する者として指定した。

エ 審理員U<sub>3</sub>は、平成30年1月19日付けで、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月26日である旨を通知した。

オ 審理員U<sub>4</sub>は、平成30年1月22日付けで、審査庁に対し、「審理員U<sub>4</sub>」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員U<sub>3</sub>は、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、本件請求から諮問書の提出までの各手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件請求受付（H市長）：平成29年3月23日

（I知事）：同月28日

（処分庁）：同年4月3日

本件却下処分：同年5月17日（審査請求人受領日）（7週間）

本件審査請求 : 同月 25 日 (審査庁受付日)  
審理員意見書提出 : 平成 30 年 1 月 22 日 (審査庁受付日から 34 週間)  
諮問書提出 : 同年 2 月 22 日 (審査庁受付日から 39 週間)

- (2) 本件審査請求申立てから本件諮問に至るまでの一連の手続は、上記(1)記載のとおりであり、上記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 U<sub>4</sub>」と記載されている。そして、同意見書の冒頭部分の末尾に「なお、本意見書は、審理員 U<sub>2</sub> 及び審理員 U<sub>3</sub> との合議によって作成したものである。」との記載があるが、同意見書の作成自体も審理手続終結時の審理員全員の共同によるものであるとするならば、その点を明確にしておくことが望ましく、作成名義人として全員の氏名を記載することが適切であると思料する。

その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件却下処分 of 違法性又は不当性の有無について

- (1)ア 特別弔慰金支給法 3 条に規定する特別弔慰金を受けようとする者は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則 (昭和 40 年厚生省令第 27 号。以下「施行規則」という。) の定める様式による特別弔慰金請求書を裁定機関に提出しなければならない (施行規則 1 条 1 項) ところ、請求者が特別弔慰金支給法 2 条の規定に該当する者として請求する場合は、請求者の平成 27 年 4 月 1 日における戸籍の抄本を添付しなければならないものとされている (施行規則 1 条 2 項 1 号)。

イ そして、審査請求人が特別弔慰金請求書に添付した平成 29 年 2 月 2 日付けの J 市長作成の審査請求人の戸籍全部事項証明書によれば、同証明書の「母」の欄には「R」、「続柄」の欄には「男」の記載があるものの、「父」の欄には記載がなく、空欄であった。

なお、故 R は、故 P との間で法律上の婚姻関係にあったことはない (平成 12 年 3 月 13 日付けの C 市長作成の改製原戸籍謄本 (Q)、平成 19 年 6 月 6 日付けの J 市長作成の改製原戸籍謄本 (R) 参照)。

ウ そこで、処分庁は、審査請求人については、故 P の子であることが戸籍で確認できなかったとして、特別弔慰金支給法 2 条 3 項により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者に該当せず、特別弔慰金を受ける権利を有しないものと判断し、平成 29 年 5 月 8 日付けで、本件却下処分をした。

- (2) 特別弔慰金支給法 2 条 3 項は、「平成 27 年 4 月 1 日に当該死亡した者の

子があるときは、当該死亡した者の子は、第1項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす」と規定しているところ、上記「当該死亡した者の子」については、同条1項ただし書の「配偶者」についての括弧書のような特段の規定も置かれていないことからすれば、当該死亡した者と法律上の親子関係のある者を指すと解される。ちなみに、「配偶者」については、同項ただし書において「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。））」と規定して、法律上の配偶者以外で一定の要件を備えた者も含む趣旨を明らかにしている。

(3) 嫡出でない子の法律上の親子関係は、父又は母の認知をまって初めて発生するものであり（民法779条参照）、認知は、戸籍法の定める届出又は遺言によって行くとされている。そして、届出による場合には、認知をしようとする者に（戸籍法60条）、遺言による場合には、遺言執行者に（戸籍法64条）、それぞれ戸籍法上の届出義務が課されている。このことは、審査請求人の出生した当時（昭和18年a月b日）の民法及び戸籍法の規定においても同様である（昭和22年法律第222号による改正前の民法827条、昭和22年法律第224号による改正前の戸籍法81条、85条参照）。

(4) 本件において、審査請求人の母である故Pは、審査請求人を懐胎した当時、故Pと法律上の婚姻関係になかったことから、認知等の手続によらず当然に審査請求人が故Pの法律上の子とされる余地はないところ、審査請求人の戸籍は父の欄が空欄であることからすれば、故Pの子として認知等がされた事実も認められないから、審査請求人と故Pの間には、生物学上の親子関係はともかく、法律上の親子関係は発生していないといわざるを得ない。

したがって、故Pと審査請求人との間に法律上の親子関係は発生していないと認められる以上、審査請求人が特別弔慰金支給法2条3項の規定に該当する者とは認められないというべきである。

(5) 以上によれば、本件却下処分に違法又は不当があるとは認められないから、本件審査請求は棄却すべきであるとした審査庁の判断は妥当である。

### 3 付言

本件のように、特別弔慰金の請求者が特別弔慰金支給法2条3項の「死亡した者の子」に当たらないとして却下処分をする場合の却下通知書における却下理由の記載方法について付言する。

特別弔慰金支給の要件となる故Pと審査請求人との法律上の親子関係の存否について、処分庁は、本件却下通知書の理由記載欄に、上記第1の1(5)のお

り、「提出された戸籍書類では、請求者と死亡者P様の親子関係が確認できない」と記載している（ちなみに、処分庁は、弁明書においても「死亡した者とXとの親子関係が確認できない。」（弁明書4項参照）と記載し、審理員も、審理員意見書において「死亡した者と請求人との間に法律上の親子関係を確認することができない。」（審理員意見書第3の2(1)参照）と記載している。）。

このような記載は、審査請求人が、戸籍の記載以外の何らかの手段によって故Pとの生物学上の親子関係が存在することを立証すれば、特別弔慰金支給法2条3項にいう法律上の「子」として認められる余地があるとの誤解を招くおそれがあるというべきであり、現に、審査請求人は、本件審査請求手続のほとんどを、故Pとの間には生物学上の親子関係が存在することの主張及び立証に費やしている。

以上の点からすれば、本件のような事案においては、却下通知書において却下理由を説明するに当たっては、特別弔慰金支給法2条3項における「当該死亡した者の子」とは法律上の親子関係のある者をいうものであること、及び、戸籍の記載から、戦没者と請求者との間には、生物学上の親子関係はともかく、法律上の親子関係は存しないことが認められることの各点が明らかとなるように記載することが適切であると思料する。

4 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ